

第 9 7 号議案

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例

足立区立学校設置条例（昭和 3 9 年足立区条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 小学校の部同江北小学校の項中「江北三丁目 5 0 番 1 号」を「江北四丁目 2 1 番 1 号」に改め、同部同高野小学校の項を削り、同部同綾瀬小学校の項中「東綾瀬一丁目 5 番 3 号」を「綾瀬三丁目 1 2 番 1 5 号」に改め、同表の 2 中学校の部同千寿青葉中学校の項中「千住緑町一丁目 4 番 1 6 号」を「千住宮元町 2 7 番 6 号」に改める。

付 則

この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表の 1 小学校の部の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

区立学校の移転及び統廃合に伴い、規定を整備する必要があるのでこの条例案を提出いたします。